

保険証更新 ・ 国民健康保険証 ・ 後期高齢者医療保険証 を郵送します

現在お使いの保険証は

○有効期限 平成30年7月31日
 ※8月以降は使用できません

○有効期限満了の保険証は、住民課保険医療係に返却するか、ご自身で裁断し処分してください。

※ご自身で処分する場合は、ハサミで細かく切るなど、個人が特定されないようご注意ください。



新しい保険証は



○7月下旬に郵送します。
 ※届きましたら内容をご確認ください。

○有効期限 平成30年8月1日～平成31年7月31日（1年間）

○7月末までに新しい保険証が届かない場合やご不明な点等がありましたら、
住民課保険医療係 TEL 32-2421
 までお問い合わせください。

《国民健康保険》 ～保険証と限度額適用認定証はこうなります！～

国民健康保険被保険者証	有効期限	平成31年7月31日
	記号	和
	番号	000000
	交付年月日	平成30年8月1日
氏名	和寒 太郎	
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
世帯主名	和寒 太郎	
住所	北海道上川郡和寒町字△△■番地	
保険者番号	011312	
保険者名	和寒町	

■ 限度額適用認定証は**自動更新されません**
 (限度額適用・標準負担額減額認定証)

保険証のように郵送ではお送りしませんので、有効期限満了を迎える方は再度申請が必要になります。

《申請に必要なもの》
 ・国民健康保険証
 ・印鑑

限度額適用認定証は役場で更新手続きをして下さい

《申請場所》
 役場1階 お客さま窓口
 (住民課保険医療係)



新しい保険証は**緑色**です

※70～74歳の方がお持ちの高齢受給者証は**保険証と一体化**されます

《後期高齢者医療》 ～保険証と限度額適用認定証はこうなります！～

対象者は①75歳以上の方と②65歳から74歳までの一定の障がいのある方(障がい認定)です

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限	平成31年7月31日
交付年月日	平成30年8月1日
住所	〒011312 和寒町
氏名	和寒 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日
交付年月日	平成30年8月1日
保険者番号	011312
保険者名	和寒町

■ 限度額適用認定証
 (限度額適用・標準負担額減額認定証)

引き続き、該当する方には

↓
保険証と一緒に郵送します。

後期高齢者医療被保険者証・限度額適用認定証	
有効期限	平成31年7月31日
交付年月日	平成30年8月1日
保険者番号	01234567
住所	〒011312 和寒町
氏名	和寒 太郎 男
生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日	平成30年8月1日
交付年月日	平成30年8月1日
保険者番号	011312
保険者名	和寒町

新しい保険証は**桃色**です

新しい限度額適用認定証は**水色**です